

中央防災会議 防災対策実行会議
南海トラフ沿いの異常な現象への
防災対応検討ワーキンググループ
第7回議事録

内閣府政策統括官（防災担当）

中央防災会議 防災対策実行会議
南海トラフ沿いの異常な現象への
防災対応検討ワーキンググループ（第7回）
議事次第

日 時 平成30年12月11日（火）10:00～12:03

場 所 中央合同庁舎8号館3階災害対策本部会議室

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 事

（1）防災対応のための南海トラフ沿いの異常な現象に関する評価基準検討部会の報告

（2）ワーキンググループ報告書（案）

4. 閉 会

○林（事務局） 定刻となりましたので、ただいまから「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」第7回を開催いたします。

委員の皆様には、御多忙の中、御出席いただき、まことにありがとうございます。今回もどうぞよろしくお願いいたします。

山本防災担当大臣は、公務のため、おくれて御出席となっております。

それでは、会議の開催に当たりまして、中村内閣府審議官より挨拶を申し上げます。

○中村（内閣府審議官） おはようございます。内閣府審議官の中村でございます。一言御挨拶させていただきます。

本日は、皆様お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

このワーキンググループも、この4月にスタートいたしまして、これまでの間、非常に濃密な議論をしていただきましたことに心から感謝をいたします。いよいよ大詰めに入っ
てまいりまして、前回の会合では取りまとめの骨子につきまして、いろいろ御議論をいた
だいたところでございます。

本日は、こういったこれまでの御議論を踏まえまして、本ワーキンググループとしての
取りまとめに向けた御議論をお願いしたいと思っております。

本日もどうか御闊達な御議論をいただきまして、ぜひ、いい報告書を取りまとめたいと
思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

○林（事務局） ありがとうございます。ここで、委員の出欠状況でございます。

本日は、川勝委員は公務のため御欠席となっております。静岡県危機管理監、杉保様
に代理で出席いただいております。また、尾崎委員は公務のため御欠席となりますので、
高知県東京事務所長、沖本様に代理で御出席いただいております。

加藤委員、清野委員、田村委員は、本日御欠席となっております。

マスコミの方はここで御退室をお願いいたしますが、大臣の閉会挨拶の際には、再びマ
スコミの方に御入室いただき、カメラ撮りができるようにしたいと思います。時間になり
ましたら、お声がけさせていただきますので、一旦御退室をお願いいたします。

（報道関係者退室）

○林（事務局） 再開いたします。

議事に入ります前に、会議、議事要旨、議事録及び配付資料の公開についてですが、前
回同様、会議は公開とし、別の会議室において会議のテレビ中継を実施したいと考えてお
ります。

議事要旨につきましては、議論の要点のみを記載したものを事務局で作成し、福和主査
に御確認いただいた後に、速やかに公表することとしたいと考えております。

また、議事録につきましては、委員の皆様には御確認いただいた後に、発言者の名前も記
載した上でできる限り速やかに公表したいと考えております。

最後に、本日の資料につきましては、全て公開することとしたいと考えておりますが、

この方針でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○林(事務局) 特段の異議がないようですので、そのように取り扱わせていただきます。

お手元にマイクがございますけれども、このマイクは自動的に音声を拾うようになっております。赤いランプがついているマイクが音声を拾っておりますので、発言の折りにはマイクを近づけていただいて御発声いただければと思います。

それでは、お手元に配付している資料を確認させていただきます。

議事次第、委員名簿、座席表、資料1、資料2-1、2-2、参考資料1がございます。

資料が不足している場合は、事務局までお知らせください。よろしいでしょうか。

また、委員の皆様の机の上の青いファイルに前回までの会議資料をまとめておりますので、御活用いただければと思います。

それでは、これからの進行は福和主査にお願いしたいと思います。

主査、よろしくお願いいたします。

○福和主査 それでは、議事を進めさせていただきます。

1つ目の議題ですが、防災対応のための南海トラフ沿いの異常な現象に関する評価基準検討部会の報告について、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○岩村(事務局) 事務局、岩村でございます。おはようございます。

早速、資料1に基づいて御説明をさせていただきます。資料1を御用意願います。

1カ月前の前のワーキングのときまでに3回部会を山岡先生のもと開催させていただきました。前回以降、もう一回部会を開きまして、今示している報告に当たる取りまとめ案を作成させていただきました。本日、特段御意見がなければ、部会としてはこれを案取れにしたいと思っているところでございます。

では、早速ですけれども、中身の説明をさせていただきます。

基本的に1カ月前に御紹介したのからリバイスしたような形になっていまして、前半部分はほとんど同じ内容なので省略させていただきます。4ページ目以降について御説明いたします。

4ページ目が半割れケース、一部割れケースの評価基準についてという話でして「③留意事項」のところから少しつけ足した部分について紹介をさせていただきます。

留意事項の2つ目のポツ、最後の2行ですけれども、前回のワーキングでも、ここで起こったらどうなるのだみたいな議論が幾つかありまして、それを踏まえての記載ですが、実際に地震の発生には多様性が考えられることから、半割れケースに相当する地震が発生した際に、その地震で破壊された領域の片側だけでなく、東西の両側の領域に未破壊領域が残る場合も考えられる。これらのことも考慮し、想定震源域全体に対して総合的に検討することが重要であるということで、今まで何となく東側半分が残っている、西側半分が残っているみたいな状況をイメージしていましたが、両側に残るような場合もあり得るということを部会のほうで書かせていただいています。

その下の「④想定震源域全体が破壊された際の評価」ということで、前回のワーキングでも70%程度が割れていたら全体が割れたとみなしますというような考え方を示させていただいたところですが、それにもう少し付随するところを書き足しております。

2 ポツ目ですが、このため、全割れに相当する地震が発生した場合も含め大規模地震の発生後については、引き続き発生する地震活動の規模も大きくなるため、未破壊領域を含めて半割れケースの地震が発生した場合と同様の防災対応を検討する必要があるということ、全割れみたいな状況、全体が同時に破壊されるような状況とか、半割れが起こった後についても、当然大きな地震が発生しているので、それに伴う余震も大きいということで、70%を超えた場合においても、そのときには半割れケースの防災対応を一回とるのがいいのではないかとということを書かせていただいています。

その次のところですが、これらいずれの場合においても、どこが割れたかということをしっかり伝えていくことが大事だろうと書かせていただいています。

最後のなお書きのところですが、昭和東南海地震が発生した翌月に愛知県で三河地震が発生した事例もあることから、大規模な海溝型地震が発生した後は、プレート境界の地震のみでなく、内陸での直下型地震とか、海溝軸の外側で発生するいわゆるアウトライズ地震みたいなものにも注意が必要であるという旨を書かせていただいております。

ページをめくっていただきまして「(3) プレート境界型以外の地震の取り扱い」で、これについても前回のワーキングで、プレート境界以外、地殻の中とか海溝軸より南側についても何らかの注意が必要ということを紹介させていただきましたが、新しく加わっているのは、2行目、3行目にありますが、M8クラスやM7クラスということで、部会の議論としては、M7クラスの地震についてもプレート境界に影響を与えることが考えられるということで、そういった地震についても何らかの注意が必要ではないかということを書かせていただいております。

7 ページの(4)でございます。ここも前回のワーキングで、連発したらどうするのみたいな御指摘がありましたので、そこについて議論した結果を書かせていただいています。防災対応の基準を下回る地震であっても、これが連発した場合は注意が必要であると。この際、ETAS等の統計モデルによる後発地震の発生確率について、基準となる地震と同等以上の発生確率となるかどうか等を計算することはできるものの、地震の連発にはさまざまなケースがあることや、それら実際に発生した地震活動の状況を適切に表現するパラメータをリアルタイム的に推定することは現時点においては難しく、実際の防災対応に活用するに当たっては、今後引き続き評価手法等を検討することが適切であるということで、現時点で連発をもってすぐに防災対応にその結果を生かすのは、なかなか難しいという現状であることを書かせていただいております。

最後、10ページをごらんください。「おわりに」の上から5個目のポツ「本報告では」というところですが、防災対応をとるべきであると判断するための基準等について取りまとめたものであるが、そのことを評価するためには、それよりも小さな基準で評価

体制を立ち上げる必要がある。Mwを基本とした場合の基準については、その推定誤差を見込み、少なくとも0.2程度小さな値を目安として検討を開始するのが適切と考えるということで、この後、ワーキングの報告書案の中でお話がありますが、前回のワーキングで7.0を基準とする一部割れはというような議論がありましたが、その場合、もうちょっと小さな値でまず調査を開始するといいいのではないかというような旨を部会として提案させていただいております。

部会の報告書の前回からの変更点としては、以上です。

○福和主査 どうもありがとうございました。

部会の長を務めていただきました山岡先生のほうから何か補足がございましたら。

○山岡委員 ありがとうございます。山岡です。

おかげさまで、このような取りまとめに至ることができました。岩村さんを初め事務局の方々には大変御苦勞をおかけしたと認識しております。どうもありがとうございました。

全体の流れの中では、現在の地震学の枯れた知識を活用するということです。地震の物理的なイメージからいって、心配であるということとは言えても、定量的に評価できないものも多々ございます。その中で定量的に評価できるようなものは統計則を使って評価をするという考え方が基本的にここの中には入ってございますし、事前に幾つかのケースを典型的なものとして想定してございますけれども、往々にしてこういう想定は裏切られるということを想定しておいたほうがいいと思いますので、実際に起きたことを迅速に評価するという体制もすごく必要で、それに基づいて、最初に幾つか典型的なケース以外のことが起こった場合でも、できるだけ早く対応できるようにしておくべきであるというような趣旨のトーンで全てが書かれていると考えております。

現時点ではこのようなまとめになりましたけれども、例えば5年、10年たつてまた知見が変わってきたり、積み重なってきた場合には、もう少し使えるものもふえてくるのかなと思っておりますので、そのあたりに関しては、今後、検討を続けていただければと考えております。

以上です。

○福和主査 どうもありがとうございました。

そのほか、委員の皆様から御意見、御質問等がございましたら、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

平田委員。

○平田委員 地震学の現状について細かく検討していただいて、過不足なくまとめていただいたと考えております。地震学の実力を社会に生かすという観点は、前のワーキンググループでもお願いしたというか、報告書にまとめさせていただいたところですが、そういう観点から、地震学でここまでは言えるというところをうまくまとめていただいたのではないかと思います。

一方、研究者はもっとわかるのではないかという意見の人もいますけれども、

それは今後、研究をちゃんと進めていただいて、防災対応に生かすような知見を積み重ねるという努力が必要だと思います。

特にリアルタイムでいろいろな物事をモニターしていく、判断していくということは今後非常に重要ですので、これについては引き続き検討して、先ほど山岡委員から言われたように、また10年後にそういった成果がうまく防災対応に使えるようにできるといいかなと思っております。

以上です。

○福和主査 ありがとうございます。

そのほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら資料2を説明していただいた後に、資料1について御指摘があれば、後ほどまた受けることにさせていただきたいと思います。

それでは、きょうの本題にもなります、全体の報告書の取りまとめについての議論に入っていきたいと思います。議題2、ワーキンググループ報告書（案）について御説明をいただきます。ちょっと量も多いので、説明と質疑を2つに分けて進めさせていただきます。最初に第1章から第5章までを説明いただいた上で、一度質疑をいただきたいと思っています。

では、事務局のほうから説明ください。

○古屋（事務局） 事務局の古屋です。

私のほうから、資料2-1を使って説明させていただきます。資料2-2を用意しておりますけれども、こちらは別冊のものになっておりまして、モデル地区、静岡県、高知県、中部経済界での検討結果であったり、自治体アンケートを内閣府のほうでやらせていただきましたけれども、その結果についてまとめたものを別冊で用意して、資料2-2で配付させていただいています。こちらについては、きょうは特段御説明させていただく予定はございません。資料2-1、報告書の本文について、皆さんに御議論いただければと思っていますところであります。

まず、第5章までのところを説明させていただこうと思います。主に説明をさせていただくのは、前回このワーキングで骨子の案を示させていただきました。その骨子の案に対していただいた御意見であったり、こちらのほうで修正させていただいた点について、主に今この場で御説明をさせていただこうと思います。

では、資料2-1をごらんください。

まず「1. はじめに」が5ページにございますけれども、これは前回のワーキングの骨子から大きく変わっているところはありませんので、説明については省略をさせていただきますので、2ページ進んでいただいて、7ページのところから説明をさせていただこうと思います。

7ページの「2. 本ワーキンググループ設置までの経緯」は、大規模地震対策特別措置法等で行われてきた地震対策について記述をさせていただいているところであります。こ

ちらも骨子と大きく変わるものではありませんので、次に行かせていただきます。

次の８ページ目に関しましては、南海トラフ地震に対してどのように対策を進めてきたかという経緯をまとめさせていただいているところであります。こちら骨子から大きく変わっておりませんので、こちら説明は省かせていただきます。

次の９ページ目「（２）南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」というところで、昨年までに実施しておりましたワーキンググループについて記載したのになります。この１段落目「我が国の地震対策は」というところでありますけれども、こちらは前回のワーキンググループで、南海トラフ地震対策の大前提、想定最大を考えて対策を施しているのだということを記載したほうがいいということで御意見をいただきまして、具体的には９行目「M9クラスを想定した南海トラフ沿いで発生する最大クラスの巨大地震・津波による被害想定及びその防災対策が取りまとめられ、これを踏まえた対策が進められている」というところで、大前提として取り組んでいることについて記載させていただいているところであります。

17行目で、平成28年６月、昨年までやっていたワーキングが設置され、その下に南海トラフ沿いの大規模地震の予測可能性に関する調査部会というものを設けて、現時点における南海トラフ沿いの大規模地震の予想可能性について整理されたというのが前回のワーキンググループで、その前回のワーキンググループの中で、７行目、大震法に基づく現行の地震防災応急対策は改める必要があると整理され、その中で、11行目の後ろのほうに書いていますけれども、南海トラフ沿いで観測される異常な現象のうち、典型的な４つのケースを想定して防災対応の基本的な考え方について整理したというのが前回のワーキンググループとなっています。

17行目より下のところに記載しているのが、それぞれのケースについてどう整理したかというのを書いたものであります。ケース１、ケース２に関しましては、25行目のレ点に書いていますけれども、平常時より一定の大規模地震発生の可能性の高さが認められる期間内に、危機管理の視点から、避難を含む何らかの応急対策を講じることに意義があるということで、ケース１とケース２について基本的考え方をまとめた。

11ページに行っていただきますと、ケース３に関しては、３つ目のレ点、11行目になりますけれども、評価情報を防災対応に生かす段階に話は達していない。

ケース４に関しましては、ゆっくりすべりの話になりますけれども、そのときでは、20行目に書いていますが、行政機関が警戒態勢をとる等の防災対応に活用できるということで整理させていただいたのが、昨年までのワーキンググループになります。

12ページ目がそれを端的にあらわした図になりますけれども、ここでも防災対応の基本的な考え方について記載させていただいているところであります。

13ページ目は、昨年までのワーキンググループ後の政府の対応がどうだったかというものを記載させていただいたところであります。こちらに関しても前回のワーキングで示した骨子と大きく変わるものではございませんけれども、新たな防災対応の具体化とか実施

に必要な仕組みの構築のための検討を速やかに進めなさいというところであったり、政府が対応すべき事項については、全体の取りまとめに先行して検討を進めなさいということであったり、異常な現象が観測された場合には、迅速、適切な情報提供を行うというような方針が示されたというのが13ページ目に書かせていただいているところでもあります。

その示された方針を受けて、どのように取り組んできたかというのを14ページ目に記載しているところでもありますけれども、検討を進めるということで、モデル地区において検討を進めているというところであったり、当面の政府の対応として、関係省庁災害警戒会議を開催することであったり、あとは情報提供の仕組みとして気象庁が去年の11月1日から南海トラフ地震関連情報の運用を始めているところでもあります。

次に、16ページ、第3章になりますけれども、モデル地区における具体的な検討がどうだったかというものを記載させていただいているところでもあります。静岡県、高知県、中部経済界、自治体アンケートの結果について、こちらには概要を記載させていただきまして、資料2-2の別冊のほうで詳しく記載しているというような形をとらせていただいているところでもあります。

こちらに関しましては、「(1) 静岡県における検討」では、20行目に静岡県で実施している取り組みについても記載させていただいているところでもあります。静岡県防災会議専門部会というものを実施しているということも記載しております。

また「(2) 高知県における検討」ということで、17ページの19行目にも、高知県での取り組みを記載させていただいているところでもあります。

次の「(3) 中部経済界における検討」に関しても、書きぶりは大きく変わるところではありませんが、中段やや上の7行目ぐらいから11行目ぐらいのところに、大企業や1,000人以上の工場における耐震化の取り組みであったり、事業計画の策定状況を記載しているところでもありますけれども、こちらは前回の御意見を踏まえて、大企業、1,000人以上の工場であっても、一定程度進んでいるところでもありますけれども、まだ対策は十分とは言えない状況であるというような記載にさせていただいているところでもあります。

19ページ目が「(4) 自治体アンケート」ということで、特にこちらの記述は変わっているものではございません。

次が第4章ということで、今までは結局、ワーキングが始まるまでの経緯をいろいろ記載させていただいたところでもありますけれども、第4章からは、具体的にこのワーキンググループで検討いただいたものをまとめさせていただいています。第4章の初めの20ページに関しましては、まず、対象とするケースについて記載しているところでもあります。

21ページ目にそれぞれのケース、端的にイラストを記載しておりますけれども、半割れケース、一部割れケース、ゆっくりすべりケース、この3ケースについて防災対応を検討したということでもあります。

次のページに進んでいただきまして、防災対応の考え方としてどのように整理をしたかというところでもあります。2行目に書いていますが、本ワーキンググループで検討した防

災対応は、南海トラフ沿いの大規模地震による被害の甚大さや過去の発生形態等を踏まえて、異常な現象が観測された際に、その情報を生かして被害の軽減を図るものであるとさせていただきます。南海トラフ地震関連情報は、大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された情報であり、この情報を生かして減災につなげていくという考え方が重要であるということで、考え方を記載させていただいているところであります。

9行目に「防災対応の検討にあたっては、大規模地震発生の可能性、社会の状況、避難等の防災対応に対する受忍の限度等を踏まえ、具体の防災対応の内容及び最も警戒する期間を定めることとした」として、考え方を整理させていただいたところであります。

22ページの下の方に書いていますけれども、異常な現象が観測された後の大規模地震発生の可能性ということで、先ほど資料1で説明がありました基準検討部会で改めて後発地震発生の可能性、発生数について整理をさせていただいて、その値について、23ページであらわしているところであります。例えば半割れケースに至っては、5行目に書いてありますけれども、マグニチュード8クラス以上の地震が7日以内に発生する頻度は十数回に1回程度。103事例中7事例であったり、一部割れケースに関しては、1,437事例中の6事例で、ゆっくりすべりケースに関しましては、大規模地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まっていると評価ができるけれども、現時点において大規模地震の発生の可能性の程度を定量的に評価する手法や基準はないとさせていただいているところであります。

次のページに行ってくださいまして、科学的な過去の事例について記載させていただきます。次に「(3) 避難等の社会的な受忍の限度」ということで、どれぐらい避難をするとか、防災対応の実施期間を検討するに当たっては、社会的な観点から決めましょうということ、6行目に書いていますけれども「社会的観点から、避難生活を継続すると仮定した場合に、平常時の生活への影響がどの程度の期間から発生し得るかを検討した」ということで考え方を書かせていただきました。

この結果として、次の25ページです。「(4) 『半割れケース』、『一部割れケース』における最も警戒する期間」という表現をさせていただきましたけれども、半割れケースでは、最初の地震に伴い甚大な被害が生じていると想定されることから、まずは、被災地域の人命救助、被災者救援に広域応援を含めて注力する必要がある。そのため、後発地震に対して備える必要がある地域は、このことに留意し、必要な防災対応をできる限り継続することが望ましいとさせていただきます。大規模地震発生の可能性と社会的な受忍の限度に加えて、今、申し上げたような社会の状況を加味すると、半割れケースと一部割れで最も警戒する期間としましては、1週間というふうに定めさせていただいたというのを、25ページに目に書かせていただいているところであります。

26ページは、各ケースの評価基準の考え方を記載させていただいております。こちらは先ほどの資料1で説明があったところも受けて記載させていただいております。考え方とし

ましては、8行目に書いているところでありますけれども、南海トラフ沿いで過去に発生した半割れケースの地震の中で規模が最小である昭和東南海地震のマグニチュード8.2を基準として、さまざまなマグニチュードの地震に対する相対的な評価としての破壊域の面積や地震モーメントの大きさ、後発地震の発生確率を参考に、半割れケース及び一部割れケースと判断するマグニチュードを検討したと。

具体的な結果に関しては、次の章で詳しく記載させていただいているところであります。

14行目の「なお」以下に関しては、前回のワーキンググループでケースの基準の考え方として、被害の状況であったり、そういった社会的な様相を加味してはどうかという意見をいただいたところではあるのですけれども、これに関しては、27ページの1行目に書かせていただきましたが、今後、想定される社会的な様相について研究を推進し、具体的な設定を行った上で、将来的に、半割れケース、一部割れケースの基準について、危機管理の観点から柔軟性を持たせることを検討していく必要があるということで、今後の課題として整理をさせていただいたところであります。

また、4行目以下に書かれているところは、地震が連発した際の対応についてということではありますが、こちら資料1で説明させていただいたところと同様なことを記載させていただいておりまして、今後引き続き評価方法等を検討する必要があるということで、こちら整理をさせていただいているところであります。

次の「(6) 各ケースにおける防災対応をとるべき地域と想定する後発地震の規模」ということで、それぞれのケースで防災対応をとるべき地域はどういうところなのか、どういうエリアなのかということと、あとは後発地震の規模はどういうものを想定すればいいかというのをまとめて記載させていただいているところであります。

防災対応をとるべき地域に関しましては、10行目から書かせていただいていますけれども、半割れケースでは、既に被害が発生している地域の住民は避難を継続する必要がある。それ以外の地域に関しては、後発地震に対して備える必要があることから、結局は全ての地域で防災対応をとる必要があるだろうと。半割れケース以外の一部割れケースとゆっくりすべりケースに関しては、まだ割れていない領域がありますので、半割れケースと同様に、こちら全ての領域で防災対応をとる必要があると考えているところであります。

17行目は、後発地震の規模をどう想定するかということであります。こちらは既にワーキングで御議論いただいているところでありますが、後発地震としては、どのケースであっても最大クラス、マグニチュード9クラスを想定するというところで整理させていただいているところであります。

ここまでが第4章のお話をさせていただきました。

29ページ目以降は、では、それぞれのケースについて防災対応はどのようにすべきかというようなものを書かせていただいたところになります。

29ページの一番上のところで、まずは、そもそも各ケースを評価しなければいけないというところではあるのですけれども、2行目に、南海トラフ地震の想定震源域及びその周

辺でマグニチュード6.8程度以上の地震またはゆっくりすべりが発生した場合に調査を開始しようということを記載させていただいているところであります。こちら先ほどの資料1で御説明させていただいたところでありますけれども、一部割れケースの下限をマグニチュード7として設定させていただいているのですが、それをちゃんと捉えられるように、やや広めに調査開始の基準を設けているということで、ここでマグニチュード6.8という値を出させていただいているところであります。

こういった調査を開始し、省庁における評価検討会を経て、どのケースに該当するかというものを明らかにするのですけれども、それ以降、具体的にどういう対応をとるかということで、まず「(1) 半割れケース」を記載させていただいております。

「(1) 『半割れケース』の概要」ということで、半割れケースとはどんなものなのかということを記載させていただいているところであります。12行目には、南海トラフ沿いにおける半割れケースを含む大規模地震の発生頻度は100～150年程度に一度であったり、直近の2事例は半割れケースであるというところ。また、22行目では、世界の事例について改めて記載させていただいているところであります。

30ページ目「(2) 『半割れケース』の評価基準」では、どこを一部割れケースとの境界にしようというような話をここで記載させていただいているところであります。5行目、想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード8.0以上の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が高まったと評価するとして、これを半割れケースの基準とさせていただいているところであります。

7行目以降、なお、プレート境界以外で発生したマグニチュード8.0以上の地震については、プレート境界で発生するマグニチュード8.0以上の地震と比べ直接的な影響は少ないと考えられるため、先ほどの半割れケースの地震と同等の扱いはしないとさせていただいております。

31ページでは、では、どのように考えたかというものを記載させていただいているところであります。下限値の考え方については、先ほど申し上げたようにマグニチュード8.0と書かせていただきまして、また、7行目以降に上限値の考え方と記載させていただいているところであります。上限値については、昭和、安政、宝永の3事例で、想定震源域のうち70%程度以上が同時または時間差をもって破壊された後に、割れ残った領域で大規模地震が発生した事例は知られていないということ。70%程度以上が破壊された段階で、おおむね想定震源域全体が破壊されたとみなすことができるということではあるのですけれども、ただ、割れ残った領域があるのは事実でありますので、その割れ残った領域において大規模地震が発生する可能性は否定できないというところから、70%以上が破壊された場合を含めて、大規模地震の発生後については、半割れケースの防災対応を実施するという話を記載させていただいているところであります。

こちら、例えば想定震源域のほぼ全てが割れたのですけれども東海エリアだけ残っているというような場合。そういった場合においても、東海エリアでの地震発生を懸念して、

半割れケースと同様の対応をとるということを記載させていただいています。

31ページ目の下のほうに社会の状況について記載させていただいているところでありま
すけれども、半割れケースに関しては、既に地震が発生している状況であるということか
ら、南海トラフ全体で平常時ではなく災害時の社会の状況となっている。世の中が混乱し
ているような状況であるというニュアンスで記載させていただいているところでもあります。

32ページ目、33ページ目については、関係する図等を記載させていただいているところ
であります。

この半割れケースの社会の状況を踏まえて、防災対応の考え方をどうするかというところ
で、33ページの下の方から始まっているところでもあります。

半割れケースに関しましては、最初の地震により被害が生じていることが想定される
ということで、被災地域の人命救助活動等が一定期間継続すると考えられるため、次のペー
ジに行ってくださいまして、後発地震に対して備える必要がある地域は、このことに留意
する必要がある。みずからの地域の暮らしの観点や、防災地域への支援の観点からも、住
民の日常生活や企業活動等を著しく制限するようなことは望ましくないということを前提
として、半割れケースの考え方としましては、6行目に書かせていただいているところ
であります。こちらはワーキンググループでよく出てくるフレーズではあるのですが、
8行目の後ろのところ。「明らかにリスクが高い事項についてはそれを回避する防災
対応を取り、社会全体としては地震に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持していく
ことが必要」というような考え方を半割れケースの方として挙げさせていただいていると
ころであります。

では、この考え方をもとに、半割れケースにおける防災対応、住民の防災対応はどうな
るか、企業の防災対応はどうなるかということを記載させていただいたのが13行目以降に
なっております。13行目、半割れケースについては、沿岸域の避難を前提として、住民の
防災対応は以下の対応を基本とするということで3つのレ点を書かせていただきました。
明らかに避難が完了できない地域の住民は避難、間に合わない可能性がある地域の要配慮
者は避難、また、20行目に、それ以外の地域の住民は日ごろからの地震への備えを再確認
する等警戒レベルを上げるというようなことを記載させていただいているところでありま
す。

こういった考え方をもとに、こういった要因で避難をすべきなのかというところで、35
ページ目にまず津波のことを書かせていただいております。こちらは既にワーキングで御
議論いただいているところではありますが、津波に関しましては、30cm以上の浸水が30分以
内に生じる地域を基本として避難を検討すべき対象地域と考えて、津波到達時間と避難に
要する時間の比較を行って、避難の可能性を検討するというようなことを考えてください
というところが津波の考え方になります。

下のほうに、今度は土砂災害に対する考え方になります。こちらに関しましては、前回
の骨子から変えさせていただいておりますので、御説明をさせていただこうと思います。

まずは17行目、地震に伴う土砂災害についてなのですが、土砂災害警戒区域で想定しない緩い斜面等でも発生しており、現時点では人的被害発生リスクが高い地域を絞り込むことが困難であることから、避難を基本としないと書かせていただきました。どこで発生するか、被害がどれぐらいの範囲に行くかということが今の知見ではわからない。難しいということで、避難を基本としないとさせていただいたところではあるのですが、次の36ページの頭のところで、南海トラフの大規模地震の被害想定では、津波に比べ土砂災害による死者数は相対的に少ないものの土砂災害による危険性が全くないわけではないため、地震に伴う土砂災害の不安がある方は、あらかじめ地震に対して安全な知人宅や親類宅等をみずから確保しておくことが望ましいとさせていただいているところであります。

5行目で、なお、土砂災害の不安があってもみずから避難することが困難な入居者がいる土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、土砂災害防止法に基づき作成している避難確保計画等を参考に、施設管理者が入居者の安全確保を検討することが望ましいということで記載させていただいております。先ほど避難地域の指定は困難とさせていただいたのですが、要配慮施設については考慮が必要であるということを、このところで挙げさせていただいているところであります。

10行目は未耐震住宅、地震火災ということで、こちらの記述に関しては大きく変わっておりませんので、説明は省略をさせていただきます。

21行目以降は企業の防災対応のお話を書かせていただいているところであります。こちらも考え方的には大きく変わるものではございません。ただ、1点だけ変えさせていただいたところが37ページの上から3行目にあります「事業継続にあたっては」というところで、図19の説明をもうちょっと丁寧に書かせていただいたところと、あとは、具体的な事例を何か挙げてはどうかという話で、ここでは事前にデータのバックアップというようなものを書かせていただいているところであります。データのバックアップなどをすることで、事前の防災対応、地震が発生する前に防災対応を実施し、一時的に企業活動は低下するのですが、実際に地震が発生した場合のトータルとしての被害軽減や早期復旧ができる措置を推奨ということを書かせていただいているところであります。

次の「7）日頃からの地震への備え、個々の状況に応じた防災対応」に関しましては、特に記述は変えておりません。ただ、38ページのところで少し具体例の図を記載させていただいたというものです。

次は38ページ「8）防災対応レベルの切り替え」で、半割れケースは1週間を基本ということで前回ワーキングのほうで示させていただいたところでありますけれども、前回ワーキンググループの中で、1週間というふうにして一気に落とすのではなく、もう少し緩やかに対応を変えていけばどうかというような御意見もありました。その意見を踏まえまして、半割れケースの対応なのですが、まずは1週間、最も警戒する期間として避難を前提として考える。それ以降、プラスして1週間、10行目に書かせていただいたことで

ありますけれども、個々の状況に応じて警戒する一部割れケースの防災対応をさらに1週間とすることを基本とするというような形で、1週間プラス1週間はどうかということで記載をさせていただいているところでもあります。

次の39ページ目以降は「(2) 一部割れケース」の話になりまして、一部割れケースに関しましては、評価基準のところでもマグニチュード7を下限として、上限としては、半割れのところのマグニチュード8ということで、マグニチュード7から8を想定しているということでもあります。

また、プレート境界以外で発生した地震の考え方についても、先ほど資料1で説明させていただいたものを記載させていただいているところでもあります。

40ページ目は社会の状況でありまして、41ページ目は図になります。42ページ目では、具体的に企業とか住民の防災対応はどうかということで、こちらは警戒レベルを上げることを中心とした防災対応をとるということで、こちらの記述は変わっていません。

12行目の「5) 防災対応レベルの切り替え」ということで、こちらは1週間を基本とするところでもあります。

次に「(3) ゆっくりすべりケース」になるのですけれども、こちらに関しましては概要を記載させていただきまして、43ページのほうで評価基準。大きく変わるところではありません。

3) では社会の状況、これも大きく変わっておりません。

4) 住民・企業の防災対応というところで、こちらも警戒レベルを上げることを中心とした防災対応をとるということになっております。

44ページの「5) 防災対応レベルの切り替え」でありますけれども、ほかの一部割れとか半割れのように期間を定めることができないというところでもありますけれども、12行目に書かれていますが、現象の収束時期については、全ての変化がおさまってから変化していた期間とおおむね同程度の期間の様子を見て、新たな変化が見られなかった場合には、その変化はおおむね収束したと評価することができるため、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまで、防災対応をとることとするとさせていただいているところでもあります。

21行目で、半割れケースと一部割れケース、ゆっくりすべりケース、大きく防災対応は変わりますので、沿岸域の避難を前提とした半割れケース、警戒レベルを上げることを中心とした一部割れケース、ゆっくりすべりケースとして分けて整理させていただきまして、図25であったり、図26について、今までお話しさせていただいたものをまとめた図を載せさせていただいているところでもあります。

ということで、ちょっと長くなってしまいましたけれども、第5章までの説明をさせていただきました。

○福和主査 どうもありがとうございました。

それでは、第1章から第5章にかけて、皆様からの御意見を伺いたいと思います。いか

がでしょうか。

矢守委員。

○矢守委員 御説明ありがとうございました。矢守でございます。2点あります。

1点目は、こういった記述は重要だろうと思うという点なのですが、23ページで各ケースについて十数回に1回程度といった目安をお示しくださって、さらにその上で、こういった情報が出ていないノーマルな状態に当たる、30年以内に70～80%について、同じような換算をするとこのようになるという数値をお示しいただいています。現場等で仕事をしていく上で、こうした比較ができるというのは非常に重要だと思いました。

特に、この情報がどのぐらいの切迫度を持っているのかということを印象的に理解いただくという意味と、逆に、これまでもよく議論に出ておりましたが、1週間程度が過ぎた後に、決してゼロに戻るわけではないので、平常ないしそれ以上ぐらいのレベルでいわば高どまりをすることになると思うのですけれども、そういったことを御理解いただくのに、こういった目安をお示しいただいたことは非常によかったかなと感じています。

2つ目は、今、お読みいただいた中では37ページなどに登場するのですけれども、事業継続という言葉が出てきます。後半のページにはBCPという言葉も出てきます。これに関してなのでも、今回、同じ事業継続という言葉で呼ばれていますが、厳密に言うと2つの違ったタイプのことを問題にしていると思ひまして、その書き方を少し工夫いただいたほうがいいのかという参考意見です。

1つ目は、言うまでもなく大きなダメージを食らった後にどうやって事業を継続するか、回復するかという意味での、これまでどおりの意味の事業継続あるいはBCPなのでも、もう一つ、今回の情報に関して言うと、何十分の1なり何百分の1なりの確率で襲ってくるかもしれない災害への備えをまさにしつつ、平常の事業を継続するという意味での事業継続のプランも問われているわけですね。その2つ目の意味の事業継続のプランを学校ではどのように続けるのか、企業では災害に備えつつも、ふだんの事業をどの程度であればどういう形であれば継続できるのか。役場は役場で災害対応に何%かは言えませんが、ある程度のパーセンテージの注意やエネルギーを割きながらも、どのような意味で、あるいはどのような形で平常の業務を継続できるのか。

これは今まで事業継続あるいはBCPという言葉で指されていたこととはいささかトーンが違うことだと思いますし、今回の情報に関して検討すべき重要な、今後、具体的なテーマになると思うので、何らかの形でそういった内容についても言及いただけるとありがたいなと思いました。以上が2点目です。

以上です。よろしくお願いいたします。

○福和主査 どうもありがとうございます。

1点目はコメントということでよろしいかと思いますが、2点目のことは大切な視点だと思います。従来の事業継続に加えて、今回の場合は平時と同様の事業継続というようなことが入っていますから、平常事業の継続なのか、どういう言葉が適切かわかりませんが、

言葉を何か工夫して、両者が明快にわかるような形で報告書をチェックするということがいいでしょうか。

○矢守委員 よろしくをお願いします。

○林（事務局） 確認させていただいて、修正をするところは修正させていただきます。

○福和主査 では、これについては今のようなことを気づく範囲で修正するという方向にさせていただきたいと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

平田委員。

○平田委員 2つ言いたいことがあるのですが、順番にやるので最初に1つだけいます。

23ページ、今、矢守委員から御指摘があったところで、私もこのようにはっきりと書いていただいたのはいいと思うのですが、これでもまだわかりにくい。つまり、ニュアンスとしては、半割れのときには103例中7事例という、これは少ないという印象をまず与えます。しかし、地震学的には極めて高いので、20行目に米印で注釈があつて、千回に1回ということがある。これを読んで暗算すれば非常に高いということはすぐにわかりますけれども、上だけ読んだ人には通じないので、できれば6行目の後にはっきりと、現時点での南海トラフの発生可能性に比べて何倍高いというような、数百倍でもいいのですが、それを書いていただいて、高いと言っていることと、それから、高いといっても100回に7回とか10回に1回ぐらいであるという両方をここでぜひ言っていたほしいほうが親切ではないかと思います。

最初の1点は以上です。次のことは、また別な文脈で言いますので。

○福和主査 では、今の点はよろしいですね。これも補足として、今のようなことは記述していただくことにしたいと思います。

平田委員、さらにもう一個。

○平田委員 では、全然違う観点から。これは前回も申し上げたことで、36ページの未耐震住宅についての言及ですが、依然としてロジックが前と同じになっていて、大震法ではなかったから、今回もないというふうにも読める。厳密にはそうではないのですが、そのように読めます。

よくよく考えると、1978年というのは新耐震になる前ですから、耐震化という概念は今で言っているのと少し違うような気がします。個人の住宅については、やむを得ず自宅が耐震化されていないという、それは個人はやむを得ないかもしれませんが、少なくとも公共の建物に準じるような建物については、発生が高まっているときには、ここは耐震化されていないことを明確に知らせるとか、つまり、これをきっかけに耐震化が促進されるようなニュアンスの文章をここにぜひ入れていただきたいと思います。もちろん、耐震化を始めたって1週間以内に耐震化が済むわけではないのですが、これは一つの例ですが、耐震化されていない公共の建物については告知して、入ることについての一定の制限

とか注意喚起をして耐震化を進めるというように読めるような、もう少しやわらかい言葉で結構ですけども、そうしていただければいいのではないかと思います。

以上です。

○福和主査 ありがとうございます。

文章はちょっと難しいかもしれませんが、まず1点目については、36ページの10行目以下に、例えばですけども、新耐震基準が導入される前の大震法成立時の対応よりも厳しい対応は今は考えにくいとか、そんなニュアンスですね、今、平田先生がおっしゃったニュアンスは。当時はまだ耐震性のない建物がとても多かったけれども、当時ですら、あえて耐震性がないところから逃げていなさいと言っていなかったからということ。だから、それを補足しろということでしょうか。

○平田委員 というか、13行目の意味が少し難しいです。ここで地震防災応急対策と同等と言っている。

○福和主査 多分、同等以上なのだろうと思います。

○平田委員 もう今は。

○福和主査 はい。

○平田委員 ここを少し開いて説明していただかないと、よくわからない。

○福和主査 もうちょっと丁寧にということですね。そこはちょっと修文をするということにしましょうか。

○林（事務局） 趣旨が伝わるように言葉を補足します。

○福和主査 もう一点の話は、不特定多数の人たちが利用するような建物に関して耐震性の有無を記す等とか、そういうことを入れなさいということでしょうか。

○平田委員 現状でも、例えば東京都などでは既に震度6強の地域があったときに倒れてしまう建物を条例で公表していますけれども。

○福和主査 要緊急耐震何とか建物というものです。

○平田委員 それで非常に有名な何とかビルというものも。それに近いことができるかどうか、技術的にはわかりませんが、少なくとも趣旨としては、この情報が出たときには、この建物はやはり危ないのだということを知らせるぐらいはしてもいいのではないかと。そうすると聞いた人は自動的に行かないでしょうと。だから、そこは営業をとめるということまではできないとしても、そのぐらい、そうするとみんな頑張って耐震化するという方向に行くのではないかと思います。

○福和主査 これをどこまで具体的に書けるかは少し工夫が必要だろうと思うのですが。

○平田委員 それはもうお任せします。そういう趣旨です。

○福和主査 今の趣旨は、耐震性が不足する不特定多数の人たちが利用するような建物について、そのことを社会の人がわかるようにするというような趣旨のことを記述してはどうかということですね。

○平田委員 あと、これは言い過ぎかもしれませんが、例えば病院などは依然とし

て耐震化されていない病院があります。大きな病院は大丈夫ですけれども、そうでないところもある。それを具体的に書くかどうかは別としても、広く読めるような概念を入れていただいたらいいかなと思います。

○福和主査 今回の趣旨の文章を添えることは、事務局のほうはよろしいですか。

○林（事務局） 趣旨は大丈夫だと思うのですが、どこまで義務づけるとか、そこはいろいろありますので、ちょっとそこは考えさせていただいて。

○福和主査 文章表現を工夫しないと書きにくいですね。

○平田委員 それは任せます。義務づける必要はないけれども、そういうニュアンスをここに入れて、読んだ人にはわかるように、やりたいと思っている人がその根拠にできるような文章にしてほしいと思います。

○福和主査 ちょっと文章を工夫しないと、何か縛りが強くなり過ぎる可能性があるのですが、趣旨がわかるような文章を工夫するということで、きょうはお聞きすることによってよろしいですか。

ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

野口委員。

○野口委員 ありがとうございます。

極めて形式的な点で恐縮なのですが、先ほど御紹介いただいた資料2-1の5ページを読むと4つの大きな柱があって、まず、基本的な考え方に当たる各ケースの具体的な基準等についての検討という部分。それから、5ページの一番下の26行目、それに相応して基本的な防災対応の方向性。それから、6ページに入って社会的な仕組み。最後に配慮事項と。

章立てを見ますと、基本的な考え方というのがまず4章で出てきて、5章で防災対応の方向性、6章で社会的仕組み、7章で配慮事項というふうに非常にわかりやすくなっているのですが、改めて、例えば33ページを見ますと、4)のところに「『半割れケース』における防災対応の基本的な考え方」というのがここに出てくるのです。読者の側からすると、恐らくこの話は4章で書いていただいて、4章で、まず各ケースをどういう基準で、どういう評価で、どのように分けてイメージすればいいのかという話から、5章ではもう少し具体的に、後半には出てくるのですが、各主体がどのような防災対応を基本的に考えていけばいいのかと切り分けてあるとわかりやすいかなと思うのです。やや4章と5章の記述が分け切れていない印象を受けるのですが、これは何かお考えがあってこのようになっているのかどうかということをお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○福和主査 これは事務局からお答えいただくということでいいのでしょうか。

○高橋（事務局） 基本的に4章のところについては、これまで御議論いただきました今回の防災対応の基本的な考え方を中心に記載させていただいております。具体的に言いま

すと、地震の発生の可能性、それから社会の受忍の限度、こういったものをいろいろな考え方にして、どういう防災対応を各ケースでとっていただければいいのかということが、とりあえず今回の防災対応検討の基本的なロジックだと思いましたが、そこをベースに書かせていただいたというのが中心になっています。それに伴いまして、若干、各ケースで共通事項的なものを基本的な考え方の中に入れさせていただいたというのが4章の取り扱いになっております。

その上で、各ケースの具体的などういうものか、どういう基準のときにはそれに該当するのか、どういう防災対応をとるのかということをも5章のほうに記載を基本的にはさせていただいたという形になっておりますが、半割れのケースについては、以前御議論いただいたときの半割れのケースをどう考えるかという前提となる考え方みたいなところが若干ありましたので、そこを基本的な考え方という表現で33ページのところに入れさせていただきました。若干そこがわかりづらいという御指摘かと理解しますので、その半割れケースの基本的な考え方というタイトルをもう少し工夫させていただいて、半割れケースの説明の一部というような定義にさせていただいて、若干わかりやすくする方向で調整をさせていただく形でよろしいでしょうか。

○野口委員 処理はお任せします。ただ、そのように感じたというコメントをお伝えさせていただきました。先ほどの平田先生のお話とも少し重なるのかもしれませんが、23ページというところが割とざっくり書かれていて、その後で例えば29ページを見ると、半割れケースの概要というのが詳しく出てくる。このあたりの位置づけの調整というのは少し考え方があるのかなと。私のような地震学に素人の者が読むと、先の部分に、少しに詳しい説明を出しておいてもよいのかなという印象を持ったということです。

ありがとうございました。

○福和主査 どうもありがとうございます。

これは事務局で工夫していただければと思いますけれども、多分、同じ言葉が使われているから混乱を招いている部分もあるので、基本的な考え方という言葉をも33ページで使わずに、一番単純に直そうとすると、半割れケースにおける基本的な防災対応ぐらいにしておけば、書いてある内容は違うので、そういうやり方もありますし、あるいは、今、野口委員から御指摘のように、ここに書いてあることの一部を手前に持っていくか。そのことも含めて事務局で適切に対応するというところでよろしいでしょうか。

では、そのようにさせていただきます。

そのほか、いかがでしょうか。

○杉保委員代理 38ページですが、防災対応レベルの切りかえで、新しく半割れケースの地震ですね。1週間避難等の警戒をとった後に続く1週間について、自主避難を中心とする、いわゆる一部割れケースの防災対応が加わったのですけれども、この必要性はだんだんと危険度が下がることから、レベルを落とすということで、それはわかるのですけれども、1週間という根拠とか、一部割れと同等の対応という根拠とか、少しその辺の説明と

いいですか記述がないと思います。これから地域に入って半割れケースの対応を説明するときに、まずは避難をし、その後、自主避難に落とすというところも必要性を訴えるときに理由づけみたいなのところをもう少し書いていただけると説明しやすいのです。例えば1週間たつと、1週間目から2週間目は一部割れケースの1週間後の逼迫性と同等のレベルに該当するとか、そういう根拠があるのかどうか。その辺をお聞きしたい。

○福和主査 事務局のほうはいかがでしょう。一番いいのは、統計データの中で1週間目から2週間目までの数がこれにちょうど該当していると一番対応しやすいのですが、それはまだチェックができていないので、そんなうまくはいっていないような気がして、この種類のものをどこまで裏をとるか。

○横田（事務局） 事務局のほうで今の御質問、統計的な数値についてはそんなにきれいに、今、言われるような形には整理できませんので、余り統計数値にそこの根拠を強く求めるよりは、別の根拠のほうがよいかとは思いますが。

○福和主査 なかなか明快にそれを言える根拠がつかれるかどうか。少し事務局のほうで検討はしていただこうと思いますけれども、そんなにうまく出せるかどうか。まずは検討することにしましょうか。

○横田（事務局） 検討します。

○福和主査 杉保さんのほうで、こういう考え方があるのではないかと提案していただけると、事務局のほうは少し。

○杉保委員代理 科学的にはわかりませんが、いろいろアンケートで1週間ぐらいが受忍の期間ということで出ているので、新たな展開になったときにも、やはり1週間程度の受忍の期間と捉えれば、1週間の期間を一つの単位として物事が進んでいくというのはいいかなと思います。

○福和主査 そうですね。根拠としては、何かありますか。

○高橋（事務局） ちょっと整理をさせていただきたいと思います。前回の御意見を踏まえて、基本的に半割れケースも、最も警戒すべき期間という表現を報告書の中では使わせていただいておりますが、それはやはり受忍の期間を考慮して、まず1週間、それは半割れケースでもまず1週間だろうということで、そこは避難を含めた防災対応をとることを基本としたいと。

その上で、前回の御意見ですと、平常に戻るわけではないのですけれども、45ページといえば一番下のクリーム色の対応になると、どうしてもすぐに平常時に戻るような印象がある中で、実際に半割れケースが起こった際には、恐らく1週間程度ではそんなに社会の状況が落ちついていないということを考えれば、もう少し、最低1週間ぐらいは対応をとっておくことを基本にすべきではないかということで、余り根拠はないのですが、一部割れケースのほうも1週間ということのある意味一つの期間の単位として考えましたので、それをそのまま引用させていただいていたのが実態でございます。

そこは正直言いますと、なかなか根拠めいたものをどこまでできるかというのはありま

すが、一度事務局のほうで考えさせていただいて、御提示をさせていただきたいと思います。

○福和主査 一旦は宿題をいただいたということにさせていただいて、ただ、社会的な様子は随分違う状況の1週間後ですから、そこでさらに1週間ではない数字を出す根拠もなかなか出せないということで、今は1週間になっているというのが正直なところだと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

○大林委員 23ページの事例の数を出していただいて、これは非常にいいことだと思うのですが、ただ、この数字だけを見て、人によっては、半割れが起きたときに、103事例のうち96事例は1週間以内に起きないのだなという解釈をする人がいるかもしれない。そうすると、要するに90%以上はないのですねというような非常に単純な計算をする人もいるかもしれません。そのような読まれ方をすることの対応を考えておく必要はありませんでしょうか。

○福和主査 過去の南海トラフの事例について注意書きを書いておくかどうかぐらいですけれども。

○平田委員 それが事実なのです。つまり、たとえ半割れでも10回に1回は起きる。でも、10回に9回は起きないというのが少なくとも地震学が知っている事実ですので、はっきり言って、どちらかというとき起きないのです。でも、先ほどから申し上げているように、それはふだんに比べると100倍、数百倍の確率で高いわけです。ですから、起きる事象が非常に被害が大きい場合に、10%の確率でそれが起きるとするのは極めて高い確率で、文章に書かなくてもここにいる皆さんが認識して、広く言うていただく必要があるわけです。

ですから、おっしゃるとおりで10回に9回は起きない。もし、10回に9回ではなくて、10回に7～8回起きるのだったら大震法のままでよかったのだけれども、そうではないというのがさんざん議論してきたことなのです。しかし、10回に1回というのが極めて高いということを基本的な了解というか、それを社会の方に本当に理解していただくということが大事なのです。だから、正直にちゃんと書いて、でも、ふだんに比べて、ふだんでも高いと言っているのに、極端に言うとき1,000倍とか100倍以上高くなっているということをうまく。それは社会科学的、社会心理学的な知見を含めて、そういうことをうまく言うていただく必要がぜひあると思います。

○田中委員 ポテンシャルを書けばいいので、先ほど平田先生がおっしゃったように、通常時に比べてポテンシャルが何倍上がっているということだと思います。

○大林委員 そうですね。表現をもう少し足したほうが、文章をもう少し足したほうがいいと思います。

○田中委員 先ほど平田先生がおっしゃったように、通常の場合に比べて何倍程度という表記がつけ加わるので、いずれにしてもほとんど起きないということをどう使うのか、それはファクトなので。

○平田委員 これも極めて余計なことですが、南海トラフで30年以内にマグニチュード8～9の地震が70～80%で起きるという説明をするときに、30年以内に交通事故に遭う確率は24%で、火災に遭う確率は1.9%ですと、必ず私は言うのです。それでも皆さんは交通事故の任意保険に入られているし、火災保険にも入られているから、影響が非常に大きいときには30年以内でも10%か20%で非常に高い。これが3日、1週間で10%というのは極めて高い。それでも10回のうち9回は起きないことがあるというところが、この事象について基本的に理解していただくことだと思います。

○大林委員 ありがとうございます。

ここに追加でさらに補足の数字が。

○平田委員 ここは結構重要なのです。

○福和主査 先ほどの話で何倍というのは記述をいたしますから。

○大林委員 あと、実際に半割れが起きた後の臨時の情報公開をすると思うのですけれども、そのときの文言も注意をしたほうがよいかなと思いました。

○福和主査 政府からの説明のときですね。

○大林委員 適切に言葉を足していただければ、それで結構だと思います。

○福和主査 よろしいですか。

では、中埜委員、どうぞ。

○中埜委員 35ページの土砂災害のところの書きぶりなのですが、35ページの最後のところで「避難を基本としない」という表現になっているのです。これはもちろん、避難しないことを基本とするとは書いていないのだけれども、その前からの文章を見ると、緩い斜面でも災害が発生していると言っていて、避難を基本としないというのは何かつながりが、ちょっと違和感を覚えました。

リスク評価をするというか、特定の場所を絞り込むのが難しいのはわかるのですが、最初のところで緩いところでも発生しており、困難だけれども気をつけましょうねとかというつながりだったらわかるのだけれども、最後は避難を基本としないと言われると、えっ、いいのかなというふうに私は単純に思ったのです。これはこういう表現でよろしいのでしょうか。前のときはどのようなになっていたかなと、ちょっと気にはなったのです。

○福和主査 これは多分、多くの人が気にしている文言だと思いますけれども、多分、避難の前に修飾語がついていればいいのですが、修飾語がついていないので、今のような解釈をされてしまうのです。

岩田委員。

○岩田委員 関連して。私もこれは言い出しっぺの一人として気になっていて、むしろ避難を基本としないということ、そこを抜いていただいたほうが適切ではないかと思っているのです。地域を絞り込むのが困難であるとして、以下につながって行って、それぞれの判断でやるのが望ましいというふうにして、できればこの後のところに、津波のところには余り書いていないのですが、例えば避難場所の確保が困難な場合には自治体による支

援とか、そういったものも後のところにつながればいいのですけれども、その部分は多分6章のところになるのかもわかりません。

○福和主査 そうですね。ありがとうございます。

今の御提案は、むしろ避難を基本としないという言葉をなくしたほうがいいのではないかというのが1点。

もう一点は、恐らく、知人宅や親類宅等をみずから確保という言葉に自治体の支援のようなものが全く入っていないけれども、それについてはどうするのかという御指摘の2点だと思いますが、事務局のほうで。

○高橋（事務局） 後段の自治体の支援の部分につきましては、これから説明をさせていただこうと思ひまして、54ページ目の避難先の確保というところを見ていただきますと、9行目から書いてありまして、建物倒壊や土砂災害の不安のある方も加えて、避難者が増加しますということで、必要な防災対応をとるためには、あらかじめ知人宅等で大規模地震に対して安全な場所をみずから確保しておくことが重要であると書いてありますが、その後ろに。

済みません。どこかに記述をしたと思いますが。

○福和主査 今の、まずは1つ目のほうはどうでしょうか。避難を基本としないという、ちょっと突き放し過ぎている表現に感じられるので、「困難である」でとめてもいいのではないかということについては、いかがですか。

○林（事務局） そうさせていただくか、もう一つは、前に修飾語をつけて、全ての人をとか、地域を明示してとか、そういうことはできないのだということのニュアンスが出るか、ちょっと考えさせていただきたいと思います。

○福和主査 避難という言葉に修飾語がついていないので、自主的なということだけは修飾語がついているので、これはちょっと工夫をしていただければと思います。

○林（事務局） ちゃんと趣旨が伝わるような文章に。

○福和主査 もう一つは、知人宅や親類宅を基本とするぐらいであって。

○高橋（事務局） 済みません。54ページに書いたつもりでしたが、抜けているかもしれません。54ページ、避難先の確保のところ、知人宅とかに頼られない方については市町村のほうでも検討することが云々という表現を追記させていただく形で、土砂災害だけではなくて、ほかのことも含めて記述させていただければと思います。

○福和主査 では、今の御指摘については、36ページのところは今のままにしておいて、54ページのところに言葉を添えるという方向でいかがでしょうか。よろしいですか。

○岩田委員 よろしいです。

○福和主査 ありがとうございます。

では、杉保委員代理。

○杉保委員代理 関連して、34ページの「5）『半割れケース』における住民の防災対応」のところですが、14行目「沿岸域の避難を前提として」と書いてあるのですね。土

砂災害であるとか、それ以外もその3つの基本的なことに従って多分対応をとるので、特に沿岸域の避難を前提というのは、ここで書くべきではないと思うのです。ここで書くと津波だけをこの3つは言っていることになるので、以下、津波、土砂災害、未耐震住宅、火災等も、この3つは全てにおいて基本なのですね。そう書くべきだと思いますので、「沿岸域の避難を前提として」は取ったほうがいいのではないかと思います。

○福和主査 多分、これは何らかの制約をかけることも念頭に置いて書いてある文章だから、この上に言葉が入っているようにも感じられますが。

○高橋（事務局） 事務局からよろしいでしょうか。今までワーキングで議論させていた中で、津波については一定程度避難が必要だという御理解をいただいていると思っております。それ以外の土砂災害、未耐震の話については、これまで御議論させていただいている中では、ある程度避難を前提とするといいますか、行政の側でもそれを基本とするというところまで言っていないませんでしたので、沿岸域という表現をさせていただいたという趣旨でございまして、杉保委員代理の言う趣旨は、恐らくそれ以外での自治体の、地方公共団体の裁量でそういうことをする場合もあるだろうということだと思いますので、沿岸域などと「など」を入れるような形であれば。

○杉保委員代理 実は前は「等」が入っていたのです。その「等」が取れたので。

○高橋（事務局） 「沿岸域など」という形でよろしいでしょうか。

○福和主査 「沿岸域等」ですね。ちょっと待ってくださいね。沿岸域等の避難を前提となると、そうするとちょっと苦しくなる。原則ですかね。この辺も文章を考えていただくことにしましょうか。

○岩田委員 単純に「等」ではないな。

○福和主査 「等」ではないような気もするので。

今の杉保さんの趣旨は、基本的な態度としてはそうであるという話と、国のほうである程度責任を持って言うということとをどう言葉として使い分けるかというところで多分工夫をすることになると思われまので、これも事務局のほうで表現を工夫することにさせていただきます。

そのほかはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、一旦、5章までの議論はここまでにさせていただきまして、6章以降の説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○古屋（事務局） では、6章の46ページからの説明をさせていただこうと思います。

6章は社会的な仕組みについて書かせていただいているところでありますけれども、「（1）防災対応の計画づくり」ということで、国、都府県、市町村、企業等があらかじめ防災対応の計画を定めることが必要であるということで記載させていただいているところであります。これは特に変わっておりませんので省略させていただきます。

47ページでは、具体的に頭のほうから、都府県、市町村とか具体的な内容を書いているところであります。これも変わっているところではありません。

19行目以降「（２）異常な現象が観測された際の情報のあり方」ということで、こちらは南海トラフ地震関連情報を代表する情報に関するところでありまして、こういったものを、例えば23行目に関しては、防災対応のレベルがありますけれども、そういったものに応じた名称とか位置づけをちゃんと検討する必要があるというような趣旨で記載させていただいているところであります。

48ページ目では、こういった感じで情報提供をしていくのがいいかという話を記載させていただいているところであります。こちら、前回ワーキングで議論いただきましたけれども、現在の南海トラフ地震関連情報の運用は、30分後に調査開始、最短2時間後にその評価をするというような形ではありますけれども、それより前の段階で何らかの情報を出せたらいいのではないかとということも話させていただいたところであります。

それを含めてイメージしているものが図27、国から発表する情報のイメージで、上の「（最短）5分程度以降」というところで、何らかの情報を出せないかと記載させていただいたところであります。

具体的には、半割れ、一部割れケースのところ、今回はこちらの2つを分けさせていただいていました。半割れケースではこう、一部割れケースではこうというようなイメージで両者を分けていたのですが、この段階でこの2つを明確に分けることはできないということで、今はまとめて、このような情報ではどうかということで提案させていただいているところであります。

図28に関しましては、実際に気象庁がどんな情報を地震が発生したときに出しているかというものを示したのになりまして、津波警報とか震度の情報が出ている中、南海トラフ情報というのも早い段階で出せるのではないかとということ、今のところ検討しているところであります。

では、具体的にどのタイミングで出せることになるかというのは、もう少し精査が必要と聞いているところではありますけれども、こういったタイミングで出せるかというような話に関しましても、48ページの10行目以降で、出すタイミングとか内容については、住民とか受け手側が混乱しないように配慮する必要があるという旨を書かせていただいているところであります。

49ページは対応期間経過後、通常の生活に戻るタイミングでの情報のあり方について記載させていただいているところであります。通常の生活に戻る際の話になりますけれども、ちゃんとそういった通常の生活に戻る対応を適切に行うことに支障がないように、国や地方公共団体はしっかり周知をするというのが、気象庁はどういう情報を出すかということ、情報のあり方について検討する必要があるという旨を記載させていただいているところであります。

次のページに「（３）防災対応の一斉開始の仕組み」ということであります。この中で、先ほどのところで説明させていただきましたけれども、どのケースに該当するか調査を開始するという基準はどうかということで、マグニチュード6.8程度というものを挙げさせて

いただいているところでありまして、少し具体的に書いたのが図29であります。半割れケース、一部割れケースはマグニチュード6.8程度以上ということであつたり、実際に評価した後に該当するケースかどうかというのも、先ほど説明しました半割れケースだったらマグニチュード8以上とか、そういったものも図29であわせて記載させていただいたところでもあります。

また、実際に防災対応を開始する仕組みの中で、気象庁や政府または都府県、市町村、住民、企業にどのような感じで情報が流れてくるのか、どのような感じで防災対応ができていくのかということをあらわしたのが51ページになっております。こちら前々回のワーキングで示させていただいたようなフローを改めて記載させていただいたものになっております。

図30に関しましては、先ほど出てきましたけれども、半割れケース、1週間の避難を前提として考えておりまして、さらに警戒レベルを上げるというところで1週間プラス1週間のものを図30の下の方に付け加えさせていただいているところでもあります。

次のページをごらんいただければと思いますけれども、最後の第7章になりまして、具体的に防災対応を検討するに当たって配慮すべき事項というところで記載させていただいております。

「（１）突発地震対策の促進」が重要であるということに記載させていただきまして、22行目の「（２）社会的混乱の防止」というのもまた重要である。社会的混乱の防止にも関連しますけれども、次の53ページの「（３）情報の周知」というところがあります。こちらは前回の骨子ではなかった項目でありますけれども、今回新たに項目を追加させていただきまして、適切に防災対応を実施するためには住民や企業等の理解が必要であると、そのための周知が重要であるという旨、記載させていただいているところでもあります。

18行目は（４）でガイドラインのことについて記載させていただいています。こちらのガイドラインは、もともと骨子のほうではもっと後ろに書かせていただいたのですが、前のほうに持ってきておりまして、このガイドラインの中で具体的にどのようなことを含めるべきかというところで、54ページの例えば避難先の確保の話であつたり、26行目の避難先の運営、また、55ページの防災訓練の実施であつたり、市町村等の計画策定に当たっての住民参画、こういったことがガイドラインに記載すべき項目として含めるべきという形で記載させていただいているところでもあります。

55ページの下の方に「（５）個別分野における防災対応の検討に当たって配慮すべき事項」ということで、個別分野に関するところを記載させていただいています。

最後に「おわりに」ですけれども、こちらは前回の骨子から幾つか追加もさせていただいているところでありまして、14行目以降を前回の骨子と比較して追加させていただいているところでもあります。南海トラフの大規模地震は、いずれ確実に発生すると考えられると。被害をできるだけ軽減するためには、日ごろの地震への備えを行うことがまず大事であると。その上で、今回御議論いただけてきました異常な現象を観測した際の情報を役立

てるということ。この情報を生かす上で大規模地震発生の可能性が相対的に高まった場合でも地震が発生しなかったり、また、自宅に戻った後に地震が発生してしまう。そういった可能性があることから、防災対応をとるべき期間やその防災対応の内容を一律に定めることが難しい。

そのため、防災対応の仕方は地域とか個人などによって異なっておりまして、一番下に書いていますけれども、個人、家庭、地域、組織などで防災対応の仕方について当事者意識を持って考え、地域や地方ブロックごとに連携して対応していく必要がある。この情報をそれぞれが被害軽減に少しでも役立てるとともに、統一性と多様性、命となりわいと書かせていただきましたけれども、そういったもののバランスを考えて、それぞれの地域で現実的な防災対応の方向性について「解」を見出していくことが重要であるということを書かせていただいております。

今後、この報告を踏まえて、国のほうでは制度等の検討を進め、各個別分野の方向性についても検討し、ガイドラインを速やかに提示する必要があるだろうと。そのガイドラインをもとに具体的に地方公共団体等が計画策定、防災対応の検討をしていくことが望ましい。そういったことを踏まえて、一人でも多くの命が守られ、物的・経済的な被害が最小化されることを祈念するとして、締めさせていただいているところであります。

説明に関しては以上になります。

○福和主査 どうもありがとうございました。

報告書の後半になりますけれども、皆様からの御意見がいただければ幸いです。いかがでしょうか。

矢守委員、どうぞ。

○矢守委員 御説明ありがとうございました。

2点ございまして、1点目は52ページに、突発地震対策を進めることで、仮に事前情報と呼ばせていただきますと、その事前情報に対する対策にもなるという記述がございます。ここだけではなくて、この種の記述はほかにも登場しまして、私も非常に重要だと思います。

これに関連して、あわせて反対方向も非常に重要だと思いますので、もしよろしければ強調いただければと思います。その意味は、事前情報、今回問題にしている情報に対する対策を進めることで、突発的に南トラが起こった場合の対策にももちろん資するという意味です。特に、先ほども御議論ありましたように、10回に9回、ましてや100回に99回は地震は起きないわけです。にもかかわらず、この情報を使っていただいて、実際に避難が生じることでそれが訓練になるのだとか、あるいはそのときを機会として非常用持ち出し品の点検とかいろいろなことをアップデートしていただくとか、この情報を使った対策が突発的な南トラの対策にも大いに資するという、こちらの方向も強調していただくと、余りこの言葉を使いたくないのですけれども、情報が空振りになったときに、それを空振りというふうに評価をするのではなくて、むしろ対策につながったという理解につなげていく

ことが極めて大事だと思うので、その方向の記述もどこかに入れていただくといいのではないかと思います。これが1点目です。

2点目は、そもそもの議論になるのですけれども、この情報については、きょうこの場で議論に出たようなケースの違いであるとか、さらにはそのケースの違いによる発生確率の違いとかいったようなディテールは言うに及ばず、そもそもこういう情報がある。現にいつでも発表される状況にあるということすら、やはりまだ周知、普及の程度は十分ではないという感触が、例えば和歌山県とか高知県などを訪れているとそういう感触を得ることが多いです。一朝一夕にできることではありませんけれども、短期的な報道で取り上げていただくといったようなことだけではなくて、ある意味で学校で教える。例えば震度とか、緊急地震速報とか、そういったものは今、日本に暮らす99%の人がおおむね理解をしていると思うのですけれども、この情報についても、時間をかけてもそういう状態に持っていく努力もあわせてしないと、せっかくの情報が活用されないと思いますので、加えていただいたという53ページの情報の周知等で、その点の重要性をさらに強調いただくとうれしいなと感じました。以上が2点目です。

以上です。

○福和主査 どうもありがとうございました。

2点いただきました。1つ目は52ページの(1)ですが、そこに逆方向といいますか、この情報の活用によってさらに事前対策も強化されるというようなニュアンスを一文入れるということで、空振りが無駄にならないような表現を入れていただく。もう一つは(3)で、どこまで踏み込むかは別ですけれども、少なくとも被災地域の全ての人がこの情報をちゃんと知っているような形にどう持っていくかについては、記述を加えるということにさせていただきたいと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

田中委員。

○田中委員 3点あるのかな。最初の「6. 防災対応を実行するに当たっての社会的仕組み」というところで、これは後の内容を見ると全部、定めることが必要である、必要であるとなっているのですね。それでは個々の計画の中身、定めるべき事項を書いているのであって、社会的な仕組みを検討しているとは余り思えないというところがあります。そういう面では、実行が求められる防災対応、あるいは進めるべき防災対応というのが6で、7がそれを進める上での配慮事項なのかなという気がしました。

これは後でまた触れる点なので、これは細かい点でございます。

あと、7章で2点。1点は、52ページから53ページにかけて「社会的混乱の防止」という表現があります。ここの冒頭に「理解不足により」というところが記載されています。それから、53ページでは「メディア等で様々な見解が報じられ、社会的な混乱」。つまり、住民の理解不足とメディアの報道が社会的混乱を引き起こすとなっているのですね。

問題は、そういうこと以前に、この例を出すことが適切かどうか分かりませんが、南ト

ラ情報が出ているときにこの地域に観光に行くことは非合理かと言われると、私は合理だと思うのです。つまり、住民の理解が不足していたり、非合理で社会的混乱が発生するわけではなくて、ある意味、不可避免的に発生をしてしまうことがあるということです。

したがって、社会的混乱を全て住民とかメディアに帰せずに、やはりここはどのような社会的状況が予想されるかを検討し、それを踏まえてということになるはずですね。逆に言うと、ここでは社会的混乱まで議論に踏み込んでいませんので、やはりそういうことになると思います。

それから、今のと若干関連するのですが、54ページ、55ページあたりに関連して触れさせていただきます。まず、避難先の運営というところで、55ページで4行目に、住民は食料確保に努め、事業者は、円滑な物流機能の確保に努めるよう検討しておく必要がある。これはこれで正しいのかもしれないのですが、これは半割れケースも含んでいるわけですから、そのときには被災地向けに大量の物資輸送を国としてやらなければいけないオペレーションの中で記載を考えざるを得ません。それを考えたときに、事業者だけでこの物流確保の対策がとれるか、一任できるかという、やはりこれは国や都道府県が何らかの環境整備、計画を立てておかねばできないと考えます。

したがって、ここは「事業者は」ではなくて、事業者が円滑な物流機能を確保できるよう、検討しておく必要があるとともに、国や都道府県は物流機能の維持に向けて計画、環境整備を図る必要があるという記載を入れていただければありがたいと思います。

同様の趣旨で、54ページ、先ほど問題になりました避難先の確保のところでは、この最後に「また、体が不自由な方」云々というので、ここでは具体的な防災対応を検討することや避難先の環境整備を行っていくことが今後の課題であると。これを明確に記載していただいたことはありがたいと思っています。

その目で見ると、先ほどあえて触れなかったのですが、若干前に戻って恐縮ですが、第4章、36ページの1行目から8行目に、ここの避難先確保の論点が若干前振りで書かれてしまっているために、若干その整合性が悪いというのが先ほどの御議論だったと思います。特にここでも6行目から「土砂災害防止法に基づき作成している避難確保計画等を参考に、施設管理者が入居者の安全確保を検討することが望ましい」と書いてあります。しかし、これは風水害という場合の避難が長期にわたる場合もありますが、短期、とにかく命を守る避難を考える避難計画になっていますから、1週間とかそれ以上、半割れですと2週間も考えたときに、とてもこれは施設管理者だけで計画を立てられるものとは思えません。ある意味では個別計画に余りここでは触れてこなかったのですが、やはりここは54ページと同じように環境整備ということを入れないと平仄が合わないなという気がいたしました。

それで2点言わせていただいて、先ほどの社会的仕組みのところでは、今回、社会的にどのようなものになるのか、どんな混乱が発生し得るのか、それに対してはどんな社会的な仕組みをつくるのかという議論が余りできていないとは思っていないので、先ほど社会的仕組みと

いうタイトルを言葉狩りさせていただいたのは、「はじめに」の6ページ目に社会的な仕組みを検討したと書いているのですが、ちょっとそこまでは言えないなということの問題意識から発言をさせていただきました。

以上、3点になります。

○福和主査 少し議論が必要ですが、まずは46ページの頭のタイトル。社会的仕組みという言葉まで踏み込めているのかという問題が1つ。

2つ目が、55ページのところでしょうか。事業者の物流確保について、これは事業者だけでは無理なので、国や都道府県の位置づけも入れてはどうか。

もう一点が、土砂災害等も含めたことですが、社会福祉施設の対応について、施設管理者だけに限定するのはどうかというその3点。

○田中委員 52ページです。社会的混乱の原因ですね。

○福和主査 そうですね。理解不足と書いては書き過ぎではないかと。

○田中委員 これ以外にも原因があるだろうという趣旨です。

○福和主査 そうですね。最後の話からいきましょうか。ちょっとこれは住民の理解不足とメディアの見解に限定し過ぎた表現になっているので、記述はもう一工夫しておかないと限定的に誤解を与える感じがいたします。これは工夫ということでいいですか。

○田中委員 例えば、どのような社会的状況が発生するか丁寧に予測し、とかね。

○福和主査 そうですね。ですから、原因を余り特定せずに記述することで工夫をすることとていかがでしょうか。

それから、避難先の確保と避難先の運営についての事柄ですが、これにいついて、管理者とか事業者に責任を求め過ぎている部分は、多少気になる点がないわけではないので、もう少し自治体も含めた関与が読めるようにしておくということでしょうか。その点については事務局のほうはいかがでしょう。

○高橋（事務局） ちょっと御意見を踏まえて、どういう表現ができるか、また主査とも相談をさせていただきたいと思います。

○福和主査 そうですね。事業者と施設管理者に全てを委ね過ぎている部分はちょっと気になるので、そこは工夫をしていただくということにさせていただきたいと思います。

次は言葉の書き方ですが、社会的仕組みまでは深く入り込めていないのではないかとこの御指摘で、ここはどういたしましょうか。

○高橋（事務局） 田中委員から御発言があったのは、恐らく社会的な側面として具体的なイメージができていない中で社会的仕組みというのは、ちょっと誤解を与えるのではないかとこの御指摘かと思います。

46ページの6行目も「防災対応の実施を促すことができる仕組み」と、ここは「社会」が入っていない表現になっておりまして、記入するとしたら、実行に当たっての仕組みですとか方向性ぐらいで、「社会的」を取るような形の表現でいかがでしょうか。

○福和主査 よろしいですか。だから、仕組みの今後の方向性について書いてあるわけで、

まだ明快に仕組みがつくれていないので、多分、今後の方向性ですね。これもタイトルのつけ方を工夫するとともに、最初の6ページのところも社会的仕組みと書いてしまいますから、「はじめに」のところの、それらを実行性のあるものとするために必要な仕組みの方向性とか、そんな形にしておくぐらいでしょうか。

よろしいでしょうか。そのほかいかがでしょうか。

杉保さん。

○杉保委員代理 53ページの(4)ガイドラインなのですけれども、これからこの報告書を受けて、ガイドラインができて検討に入っていくわけなのですけれども、極めてこのガイドラインが大事だと思います。そのときにこのガイドラインで何が書かれてくるかというところが気になっていまして、53ページは、21行目ですけれども、「国は、防災対応の基本的な考え方、検討すべき項目、検討手順、留意点、検討に参考となるデータ等をまとめた『ガイドライン』」と書いてございますけれども、地域で防災対応を考えると、例えば自主避難とか非常に不明確に捉えられている、概念がはっきりしないようなものが幾つかあって、その辺をガイドラインで少し明確にさせていただけるようなことが考えられているかどうか。我々は地域でこれから具体的な計画をつくるためにガイドラインを使ってやるわけなのですけれども、この報告書にある程度その辺の、どこまでこのガイドラインで書かれるかというのをもう少し丁寧に書いていただけると、地方としても安心するというのが1つあります。

第5回のときの資料に参考資料があって、ガイドラインの項目が出されたのですけれども、そういう項目を拾い上げて、少しここに例示していただいて、ちょっと不明確な、例えば自主的避難のあり方みたいなことの検討手順などを記載してくれるということを少し書いていただけると安心するのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○福和主査 報告書の本文にどこまで書くかという問題があるかと思います。本文の中に具体的に書くのか、参考資料のような形でつけるのか、そのあたりは事務局のほうで何かお考えはありますでしょうか。

○高橋（事務局） 本文のほうでどこまで書くか、御意見いただきながら反映をさせていただきたいと思っております。やはり書いていない部分としますと、ガイドラインのところでは前回、杉保委員代理からも、県のほうで独自にやられているところで、できれば国とタイアップしながら検討していきたいという御発言をいただいたかと思いますが、我々としても、地方公共団体さんが検討する際にできるだけ困らないような感じのガイドラインにしたいと思っておりますので、報告書に書く方向性とする、やはり地方公共団体が具体的に検討する際に困らないようにという表現がいいかどうかはありますが、そういった修飾語をつける形でしっかり地方公共団体と連携しながらつくっていくという旨を書かせていただく方向にさせていただければと思います。

○福和主査 今のお答えは、自主避難のようなことを具体的に書くというよりは、今後、地方公共団体と相談しながらガイドラインの項目について検討していくとか、そういう記

述の仕方にするということによろしいですか。

○杉保委員代理 はい。

○福和主査 そのほかはいかがでしょうか。

岩田委員。

○岩田委員 55ページに防災訓練の実施と、いきなり防災訓練が出てきてしまっていて、まずはやはりいろいろなガイドラインに基づいて計画をつくって、その体制をつくったり、情報の流れをつくったり、実際にどう行動するかということをやった上で、例えば実施体制を定期的にチェックするとか、そういったことが前提としてあって、それを検証するために防災訓練が必要だということで、前提として多分そういう実施体制を定期的にきちんとチェックするということを前提に置いていただいたほうがいいと思うのです。従来の自主防災訓練みたいな形をいきなり想定していると、なかなかそこまでたどり着くのはかなり厳しいのではないかと考えています。

逆に言うと、訓練を先行してしまうと情報ありきの防災になってしまう可能性もあるので、そこだけちょっと注意をしていただければと思います。

○福和主査 そうすると、今のは防災訓練の実施のところのタイトルをちょっと変えておくことと、中身に少し、今、岩田委員がおっしゃったようなことを追記するということがいいですか。

○岩田委員 はい。

○福和主査 では、そのようにさせていただきたいと思います。

大体時間が迫ってきているのですけれども、まとめるに当たってこれだけは忘れないようにということがありましたら御発言をいただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。

田中委員。

○田中委員 まず最初に御礼を申し上げるところが、27ページに、尾崎委員の発言に始まり、基準に達しない規模の地震でも、要するに8.0と7.0の下限については「危機管理の観点から柔軟性を持たせることを検討していく必要がある」と記載いただいたことはありがたいと思っております。

このような記載を前提に置くと、57ページの「おわりに」あたりになるのかもしれませんが、57ページ、11行目に「南海トラフ地震の切迫性を踏まえ、丁寧かつスピード感を持って報告書のとりまとめを行った」とある。同時に先ほどからこだわっているのは、まだまだ積み残しがたくさんあるのではないか。それが全部ガイドラインだけで解決できるのかということも含めて、やはり今後、科学的知見の蓄積や社会的状況の予測を踏まえて見直していくとか、そのような場を設けるべきだとか、あるいはガイドラインに対して、ここにいらっしゃる先生方の御意見を伺うような機会があってもいいのかもしれない。

少なくともガイドラインのところには地方公共団体ときちんと連携をとると書いていただければいいような気もするけれども、その辺のフォローアップ的な観点も要るのかなと

いう印象を持っています。

○福和主査 ありがとうございます。

比較的短期間にまとめてきたので、残された課題もゼロではないところは否めないもので、そのことについてどうフォローをするかというようなことについて、何らか一文があったほうがいいだろうということだと思います。それがもう一回検討の場をつくるところまで書くことは、ちょっと今は無理だと思いますので、ガイドライン、何と書きますかね。フォローアップというか、何か一言書くということにさせていただきますか。それは大切なことだと思います。

よろしいでしょうか。

では、阪本委員。

○阪本委員 本報告書冒頭に、これまで大震法に基づいて強化地域が設定されて、社会福祉施設や公立小中学校の改修などが進められたというところに言及されています。同様に今回の臨時情報を、どのように制度に位置づけていくのかが今後重要になると思います。

最後の6章、7章には、住民、企業という言葉に言及されていますが、臨時情報を学校や福祉施設などにおいてどのように定着させていくのかという議論が今回はほとんどできていません。そのような点も今後、御検討いただくということをどこかで触れていただけると良いと思います。

○福和主査 最後のところに、それぞれ具体的なことについて関係省庁を含めながら検討を進めていくことが必要であるということでもいいですか。

○阪本委員 はい。

○福和主査 まだ具体のところに入っていったいないので、それについてはガイドラインをつくる段階で各省庁と連携しながらつくっていくことになりますから、そのことがわかるように、最後のところに少し記述いただくことにしたいと思います。

よろしいでしょうか。もうタイムリミットになってしまっていますので、きょう、御意見いただいたことを最終の取りまとめの報告書に反映する形にして、最終案にしていきたいと思います。

比較的多数の意見をいただいていますから、それを一通り修文したものを、これは私のほうで責任を持って見ますけれども、もう一度委員の方々のところにそれをお送りするということでもよろしいですか。修正し終わったものをもう一度皆様にお送りするというのがよろしいかなと思います。

ただ、おおむねの報告書につきましてはお認めいただいたというふうにさせていただいていいでしょうか。

それでは、約8カ月間にわたって皆さんのお知恵を拝借しながら南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応のあり方についての報告は、今の形で取りまとめることで、このワーキングについては終えることになるかと思います。

それでは、事務局のほうにお返ししたいと思います。

○林（事務局） 福和主査、どうもありがとうございました。

大臣から御挨拶をいただきたいと思います。カメラが入りますので、カメラ撮りの準備のため、マスコミに入室いただきます。委員の方々におかれましては、御着席のままお待ちください。

（報道関係者入室）

○林（事務局） それでは、山本防災担当大臣より御挨拶をいただきます。

大臣、よろしくお願いします。

○山本大臣 「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応検討ワーキンググループ」第7回の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

福和主査を初め委員の皆様方におかれましては、南海トラフの防災対応について、今年4月の第1回会合以来、約9カ月間の短期間に7回にわたり、集中的に御議論いただき、感謝を申し上げたいと思います。

また、山岡委員におかれましては、本ワーキンググループのもとに設置をした「防災対応のための南海トラフ沿いの異常な現象に関する評価基準検討部会」の座長を務めていただき、防災対応をとるべき異常な現象であると判断するための基準や、あるいは関連した地震学的な観点からの留意点等について、短期間で取りまとめいただきましたことに感謝を申し上げます。

さらに、静岡県、高知県、中部経済界におかれましては、本ワーキンググループの設置前から、モデル地区において地域の実情を踏まえた具体的な検討に御協力いただき、感謝を申し上げたいと思います。

さて、本ワーキンググループでは、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合、半割れケースは避難を前提とした対応をすること、一部割れケース及びゆっくりすべりケースは警戒レベルを上げることを中心とした対応をすること等の具体的な防災対応について、議論をしていただきました。

今回取りまとめていただくワーキンググループの報告書を踏まえ、ガイドラインをつくるなど、地方公共団体や企業の皆さんが速やかに検討に着手し、防災対応が確立できるよう、政府一丸となって取り組んでまいりたいと思います。

地震の予知であったり、あるいはまた南海トラフの対応については、なかなか難しい対応を迫られておると思いますけれども、今回のワーキンググループで皆様方の知見というものもしっかりと頂戴して、そしてこの報告に至ったということは、我々にとっては大変うれしいことでございます。本当に改めて皆様方の御協力に心から感謝を申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございます。お世話になりました。

○林（事務局） ありがとうございました。

それでは、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。よろしくお願いします。

山本大臣はここで御退席されます。

（山本大臣退室）

○林（事務局）　今ほど大臣からの挨拶もございましたけれども、私どもとしても、できるだけ早く防災対応の具体化を図りたいと考えております。

ワーキンググループの取りまとめの後に、関係省庁、先ほど学校、病院というお話もありましたが、調整すべき事項、それからガイドラインの作成の作業等がございますけれども、できるだけ早期にガイドラインを提示して、それぞれの地域で検討が開始され、防災対応を実行できるようにしていきたいと思っております。

以上をもちまして、本ワーキンググループを終了させていただきます。御参加いただきました委員の皆様、大変ありがとうございました。